



2018年9月25日
2018年度第12号・通算31号

◇◇ 東京あおぞら連絡会事務局 ◇◇

発行責任者: 大島文雄

Tel : 03-6912-1656

Fax : 03-6304-1418

公害調停申立・トヨタ攻め
新しい「医療費救済制度」実現の突破口を！
あおぞら連絡会の全面協力が不可欠

9月17日東京公害患者会・東京あおぞら連絡会合同会議が開催されました。会議では、国に新たな医療費救済制度創設を求めるたたかひの取組強化に向けて新たな提起、討論が活発に行われ、全員で意思統一が図られました。

患者会と連絡会は、2年余にわたって、環境省交渉(勉強会)、国会請願署名、紹介議員要請行動、超党派議連結成などに取り組み、一定の成果を上げてきましたが「制度創設」を見通すことは困難な状況にあります。この状況を打開するため患者会は、幹事会で新たに「国と自動車メーカーに被害の救済を求める」運動—公的な場を活用する「公害調停」への申し立てなど運動強化を検討し、患者会各支部で意思統一を進めています。この新たな運動を成功させるためには、あおぞら連絡会の全面的な支援が欠かせません。そのため今回の合同会議に連絡会として理事会で臨むこととしました。

今後の運動について以下のとおり進めていきます。

- ① メーカー(特にトヨタ)に向けた「患者の要求と行動」をまとめあげ、世論に訴えて広げ、被害者の救済を求める「公害調停」の申し立てを支援する。
- ② 請願署名の提出行動を10月中旬以降の臨時国会で行っていく。そしてトヨタ前、環境省前での宣伝行動を成功させていく。
- ③ 「被害救済要求」の賛同団体署名推進の取り組みを進める。そのため患者会の活動を支援する体制を強化していきます。

あおぞら連絡会の支援は不可欠です。みんなで患者会を応援し、「新たな医療費救済制度」の創設に向けて奮闘していきましょう。

東京あおぞら連絡会理事長 小林重信

東京患者会・東京あおぞら連絡会「9・17合同会議」は9月17日午後、林野会館で開かれ、会議は大島連絡会事務局長を議長に、西村弁護士の「今後のたたかひに関する問題提起」と原弁護士の「公害調停申立についての説明」を受け討論に入りました。こう着状態にある現状を突破するために(1)公害調停申し立てをおこない、大気汚染の問題は解決していない、まだ被害者が苦しんでいることを世論に訴え、トヨタ(メーカー)と国(環境省)を動かす。(2)トヨタ(メーカー)の責任を徹底的に追及し、「医療費救済制度」の相応な財源負担を求める、という“新方針”について討論をおこないました。

12月段階の「公害調停申立行動」(記者会見～トヨタ・環境省行動)にむけ、全国的な意思統一がすすめられますが、各地域でも連絡会を開き「患者会を支える全面協力」の体制を固めましょう。さっそく翌18日に千代田連絡会が開かれました。